

【公表様式第4】

□□□□年度分関税割当返納確認書

年 月 日

申請者氏名 (名称)	フリガナ			
法人番号				
登記上住所又は 個人事業者の現住所				
実際の営業所住所 (上記住所のほかに 事業所がある場合)				
担当者氏名	電話番号	F A X		

(足・m²)

割当物品	革靴	牛染	牛他	羊・やぎ
証明書番号	割当数量 (A)	通関数量 (B)	残数量 (A) - (B)	非該当数量(注4) (B)の内数

注1 用紙の大きさは、A列4番とします。

- この確認書は、各証明書ごとに2通ずつ作成して下さい。
- 「割当数量」欄には、当初の割当数量を記載してください。変更があった場合には、当初の数量の下に、当初の数量から返納数量（返納数量が複数回ある場合はそれらの数量の和）を差し引いた数量をカッコ書きで記載して下さい。
- 「非該当数量」欄には、通関数量のうち、提出することができない輸入許可通知書等や自ら輸入によるものではない輸入許可通知書等があった場合には、その数量を記載してください。
(原則、提出は初回通関にかかる輸入許可通知書のみですが、2回目以降の輸入許可通知書等についても提出を求めることがあります。全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)を出力等し、保管してください)
「非該当数量」については、実績算定数量及び消化率算出の際に輸入通関数量とは、みなしませんので、後年度の割当数量が減少することがあります。予めご注意ください。
- 証明書の返納日は、右の受付印の日付となります。
- 審査の結果、数量に誤りが判明したときは、後日、訂正したものを提出していただくことがあります。
- 審査等の結果、皮革・革靴公表に規定する「自ら輸入」と認められない場合は、証明書を発給しないことがあります。また、発給した証明書を発給時遡って無効とすることがあり、証明書の返納を求めると等がありますので適正な使用をお願いします。

証明書返納受付印

返納集計

返納管理簿

(添付書類) 提出前に申請者がチェックを入れて下さい。

- 関税割当証明書(原本)
- 輸入許可通知書(初回通関分)
- 輸入許可通知書(初回通関分が無償の場合には、有償となる輸入通関に至るまでの輸入許可通知書)

(注)ただし、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書を提出いただく場合がありますので、全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)の輸入許可通知書を出力等し、保管してください。また、提出依頼があった際には、速やかな御提出をお願いします。

(参考)輸入許可通知書(<https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/tsutatsu160331/N321.pdf>)

※輸入通関後にお手元に届いていない場合は、通関業者に依頼等し入手してください。

- 初回通関分のインボイス及び送金を証する書類(送金依頼書及び送金計算書の両方):革靴のみ

(送金関係を説明した補足書類 …複雑な送金を行っている場合などを説明する書面を添付した場合)